

葉山町告示第18号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年6月29日

葉山町長 森 英



1 景観計画の名称  
葉山町景観計画

2 景観計画区域に定める区域  
葉山町全域

3 景観計画の適用日  
平成22年7月1日

ただし、当該景観計画で、景観法第8条第2項第3号の規定により定めた「第2章第3節良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」については、同法第16条第1項及び第7項の規定に基づく景観計画区域内における届出対象行為及び届出の適用除外行為等を定める条例の施行日から適用する。

4 景観計画の縦覧場所  
三浦郡葉山町堀内2135番地  
葉山町役場 2階 都市経済部 都市計画課